

諮問庁：国立大学法人京都大学

諮問日：平成30年11月14日（平成30年（独個）諮問第57号）

答申日：平成31年3月7日（平成30年度（独個）答申第46号）

事件名：本人の申立てに係るハラスメント調査に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 当審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書5に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）につき、その一部を不開示とし、被申立人提出書面に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、審査請求人が開示すべきとしている部分のうち、別紙の2に掲げる部分を開示すべきであり、本件対象保有個人情報2につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことについては、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月23日付け京大総法情第248号により国立大学法人京都大学（以下「京都大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象保有個人情報1のうち、申立てに係る当事者以外の者の氏名を除く部分及び本件対象保有個人情報2の不開示決定処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア はじめに

審査請求人は、特定年月日A、当時、京都大学特定科の学生であった特定個人からのハラスメントについて、同特定科長に対し調査の申立を行った。この申立を受けて、特定科において特定年月日Bに設置された調査委員会（以下「調査委員会」という。）により調査が実施され、特定年月日D、特定科長は審査請求人に対し「ハラスメントの事実を認定するには至らなかった。」との調査の結果を通知した。

そこで、平成30年3月29日、審査請求人は京都大学に対し、法

12条1項の規定に基づき、上記調査に関する同大学の保有個人情報の開示を請求したところ、同年5月29日、審査請求人は処分庁から同月23日付け決定通知を受領した。

原処分は、以下のとおり開示対象から除外する理由が認められないから、法に反し違法である。

イ 本件不開示決定「2. 不開示とした部分とその理由」②について

(ア) 本件不開示決定「2. 不開示とした部分とその理由」②には「調査報告内容には、被申立人及び関係者からの聴取内容に係る事項が含まれており、当該情報を開示すると、京都大学のハラスメント対応時の情報の守秘に対する信頼が崩れ、関係者が率直な意見を述べることを躊躇するなど、ハラスメント対策という事務または事業の適切な遂行に支障が生じるおそれがあることから法14条5号に該当するため、不開示とする。」との記載がある。

(イ) 「事務または事業の適切な遂行に支障が生じるおそれ」については、当該「事務または事業」の目的・趣旨に応じて、その「適切な遂行」に支障が生じるおそれがあるかどうかを検討するべきである。「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものであることを要し、「おそれ」も、一般的・抽象的なものでは足りない。つまり、具体的な支障が生じる蓋然性が存在するものでなければならない。その上で、開示の利益と比較衡量するべきである。

(ウ) そもそも、京都大学のハラスメント対策という事務または事業は、「京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」（以下「ハラスメント防止規程」という。）に基づき、相談があったハラスメントに起因する問題（ハラスメントのため学生等の修学上の環境が害されること等。同規程2条5項参照）について、必要と認めるときには、関係者からの事情聴取その他の調査を部局の人権委員会ないし調査委員会に行わせ、この結果、担当副学長が必要な措置を講じなければならないとされている（同規程11条、13条及び14条）。大学は、学生等の修学上の環境を守ること等を目的としてハラスメント対策を講じるべきとされているのである。また、調査委員会は、調査にあたり、「事実関係等の把握に努め、公正に調査を実施しなければならない」とされていること（同規程11条4項及び13条5項）、ハラスメントの多くが密行性を伴うため物的証拠に乏しいことから、当事者の供述内容を慎重に評価するよう留意しなければ公正かつ適切な調査とはなり得ない。

上記ハラスメント対策の目的・趣旨に鑑みれば、その事務ないし事業が適切に遂行されているかどうかを確認する為にも、相談者のハラスメント相談に対する調査の内容と結果が相談者本人に開示さ

れるべき必要性は高い。したがって、開示の除外事由は限定的に解されるべきである。

- (エ) 本件において、調査報告内容に「被申立人及び関係者からの聴取内容に係る事項」が含まれているとされるが、調査報告書上、不開示とされた聴取内容は、全て、被申立人からの聴取内容であり、第三者からの聴取は見当たらない。

ハラスメント調査においては、「関係者からの事情聴取」を行うことが予定されており（ハラスメント防止規程 11 条 1 項）、申立内容を確認するため被申立人に対して認否や主張を聴取する手続が想定されている。ハラスメントの被害を受けたと申し立てられた被申立人が、申告内容に対する認否や主張を申立人に開示されると知らされていたとしても、供述を躊躇することは通常考えがたい。

したがって、被申立人からの聴取内容に係る事項について情報を開示することで、「大学のハラスメント対応時の情報の守秘に対する信頼が崩れ、関係者が率直な意見を述べることを躊躇する」というのは極めて抽象的な懸念であり、本件において具体的な支障が生じる蓋然性は認められない

以上より、被申立人からの聴取事項を不開示とする処分庁の決定には理由がない。

- ウ 本件不開示決定「2. 不開示とした部分とその理由」③について

- (ア) 本件不開示決定「2. 不開示とした部分とその理由」③には、

「調査報告内容及び対応方策等記載箇所には、調査委員会における審議内容が含まれており、当該情報を開示すると、今後のハラスメント事案に係る調査において、委員が率直な意見を述べることを躊躇するなど、今後の京都大学のハラスメント対応全般に支障が生じるおそれがあることから法 14 条 4 号に該当するため、該当箇所については不開示とする。」との記載がある。

- (イ) 本件調査結果に関して、部局長から副学長に対するハラスメント防止規程 12 条に基づく報告においては、「調査委員会において、申立人、被申立人及び関係者から聴取を行い事実関係の確認を行い、その後、人権問題対策委員会において審議を行った結果、別紙の調査報告書のとおり、申立内容に関するハラスメントは認定するに至らなかった。」と記載されていること、調査報告書の不開示部分が「〈認定〉」となっている体裁から、不開示部分には委員による審議内容そのものではなく、審議の結果、申立内容に沿った事実認定ができない等の結論が記載されているに過ぎないと考えられる。

当該不開示部分が認定結果であれば、主に当事者からの聴取内容に基づき決しているものであり委員の大きな裁量に委ねられるもので

はないと考えられる。したがって、開示されることで「委員が率直な意見を述べることを躊躇する」とはいえない。

仮に委員の意見が記載されている部分があっても、その意見表明者が特定できる事項を不開示にすれば足りる。

以上から、「調査委員会における審議内容が含まれていることで今後の京都大学のハラスメント対応全般に支障が生じるおそれがある」とはいえないので、当該情報を不開示とすることには理由がない。

エ 本件不開示決定「2. 不開示とした部分とその理由」④について

(ア) 本件不開示決定「2. 不開示とした部分とその理由」④には、

「被申立人に宛てた結果通知の内容は、請求者以外の保有個人情報であることから法14条2号に該当するため、不開示とする。」とある。

(イ) 上記被申立人に宛てた結果通知の内容は、被申立人自身の保有個人情報であるが、「法令の規程により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（法14条2号ただし書イ）に該当するので、開示することができる情報である。

調査開始の通知は当事者双方になされており、さらに調査に協力を求めた当事者に対して調査結果を通知することは慣行といえる。この場合、申立人に対する調査結果の通知内容と被申立人に対する通知内容が異なることはあり得ないのであるから、被申立人に対する通知内容は申立人が知ることができ、あるいは知ることが予定されている情報といえる。なお、「京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程の運用について（通知）」（総人職第40号）によると、部局の調査は、委員会設置から3月以内に終了するよう努めること、3月以内に終了しなかった場合でも、3月が経過した時点で、調査の進捗状況等必要な事項を当事者等に報告するものとする記載されている（同通知11条・12条・13条関係）。申立人のみならず被申立人も調査の進捗状況や調査結果の報告を受けることが予定されているからである。

以上より、被申立人に宛てた結果通知の内容を不開示とする処分庁の決定には理由がない。

オ 本件不開示決定「2. 不開示とした部分とその理由」⑤について

(ア) 本件不開示決定「2. 不開示とした部分とその理由」⑤には、

「請求のあった保有個人情報のうち、「被申立人提出書面」については、その存否情報自体、被申立人からの聴取内容に係る事項であり、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情

報を開示することとなるため、法17条の規定により当該開示請求を拒否するものである。」と記載されている。

- (イ) しかし、そもそも前述のとおり、被申立人の聴取内容を不開示とする理由はないため、被申立人提出書面の開示を17条の規定により拒否することは、その前提を欠くものであり許されない。

カ 結論

以上より、前記審査請求人に対する原処分は違法なものであるので、速やかに取り消されるべきである。

(2) 意見書1

ア 「不開示とした部分とその理由」②について

- (ア) 諮問庁は、不開示の理由を次のとおり説明する。

a 調査委員会における調査は、調査対象ごとの別個の環境にて実施している。その前提として、ハラスメント防止規程15条（秘密の保持等）が、教職員及び学生等からのハラスメントに関する相談及び苦情の申出（「相談等」）に係る対応に当たっては、当事者及びこれに関係する者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならないと定めていることがある。このため、当該対象者各々が相互の聴取内容を知る環境にはなく、調査委員会が他言することはない。

b 上記を踏まえ、申立人に対し、申立人以外の聴取内容を開示すると、秘密の保持等を前提として行っているハラスメント対応において関係者との信頼関係が崩れる。そうすると、今後、同種の対応の際に関係者が申告を拒んだり、事実を申告することを回避したりするなど「関係者が率直な意見を述べることを躊躇する」危険性を否定できない。

- (イ) 諮問庁の説明は、申立人以外の被申立人と関係者の陳述等（聴取内容）に、「当事者及びこれに関係する者のプライバシーや名誉が侵害され得る事項」や「秘密」が含まれる可能性があるため、個別に聴取を行っているという意味においては理解できる。しかし、個別に聴取する意義は、聴取内容全てを関係当事者に知らせないことにあるのではなく、他の関係者からの影響がない環境で聴取を行い陳述内容の客観性を保つことにあると考えられる。

- (ウ) 調査にかかる「秘密の保持等」に留意するのであれば、申立人への開示によって、「当事者及びこれに関係する者のプライバシーや名誉が侵害される」、ないし「秘密漏洩」にあたるかどうか、陳述内容を具体的に検討するべきである。被申立人や関係者の陳述等の開示が全て、プライバシーないし名誉の侵害に該当するとはいえない。また、公務員に課される守秘義務において「秘密」とは、一般

に了知されていない事実をいうものであり、「秘密を漏らす」とは、当該職員以外は了知していない事実、あるいは特定の者しか了知していない事実を、ひろく一般に知らしめる行為または知らしめるおそれのある行為の一切をいうとされる。ハラスメント防止規程15条における「秘密を漏らす」の解釈も同様になされるものであり、個人情報開示請求者かつ当該ハラスメント被害当事者である申立人に対し、申立人以外の者の陳述等を開示することは、この陳述等の内容をひろく一般に知らしめる行為でもそのおそれのある行為でもないので、原則として「秘密を漏らす」ことに該当しない。

以上より、申立人以外の者の陳述等の内容に、秘密の保持上、開示することに問題のある事項があれば、該当箇所に限定して不開示とするべきであり、陳述等を概括的に不開示とすることは違法である。

- (エ) また、調査委員会の申立人に対する聴取も、被申立人とは別に実施されているところ、調査委員会が被申立人に対して申立事実に対する認否等の事実確認を行い、あるいは第三者に事情を確認する為には、申立人がハラスメントと主張している内容を被申立人や第三者に伝える必要がある。同一の手續において、被申立人や調査対象となった関係者には申立人の訴えている内容を伝え、申立人に被申立人の反論や弁解、関係者の陳述を一切伝えずに調査委員会の結論が出され、その後も開示請求によって確認ができないということは、調査の公平性や適正さの担保がなされていないといわざるを得ない。
- (オ) 諮問庁は、聴取内容の開示によって、「関係者との信頼関係が崩れ、今後同種の対応の際に関係者が申告を拒んだり、事実を申告することを回避したりするなど」のおそれがあるとする。しかし、被申立人が、(略)として訴えられた事実を否認する弁解内容を申立人に開示されることがわかっているならば、被申立人が申告を拒んだり回避したりすることなどは通常想定できない。かえって、申立人には陳述内容を開示されないと知らされたならば、被申立人は何の躊躇もなく事実と反する主張を行うおそれがあり、適正な調査が行えないことになる。関係者については、たとえば当事者の人物評価にわたる内容などデリケートなことであれば別であるが、事実の有無について回答した内容を開示されるのであれば調査に協力しないと考えるがたい。

そして、諮問庁は、「関係者が率直な意見を述べることを躊躇する」と、「ハラスメント対策という事務または事業の適切な遂行に支障が生じるおそれ」があるとして不開示事由に該当するという。しかし、調査委員会が被申立人や第三者から聴取した内容は、主と

してハラスメント行為の有無という事実関係であり、関係者の「率直な意見」を求める場面ではないはずである。仮に、関係者が意見を述べた部分があり、当該部分を開示することで業務に支障が生じるおそれが具体的に認められるのであれば、当該部分のみを不開示にすることで足り、概括的に不開示とするべきではない。

イ 「不開示とした部分とその理由」③について

(ア) 諮問庁は、次のとおり説明する。

- a 当該ハラスメント調査の結果は、申立内容に沿った事象ごとに事実関係の確認を行い、それらを踏まえて検討・判断されるものである。
- b 「〈認定〉」欄は、申立内容に沿った事象ごとに設けられており、事象ごとの事実認定の可否に加え、その事実認定を導き出すまでの審議内容を含む。
- c 事実認定の可否それ自体も審議内容である。

(イ) 「調査」とは

調査委員会がなすべき「調査」とは、相談者が相談等をしたハラスメントに起因する問題についての、関係者からの事情聴取その他の調査をいう。そして、調査委員会は、当該相談に係る問題の事実関係等の把握に努め、公正に調査を実施しなければならないとされている（以上、ハラスメント防止規程13条及び11条）。すなわち、主として関係者からの事情聴取によって、事実関係等を把握することが求められている。

(ウ) 「ハラスメント調査の結果（通知）」

申立人が京都大学大学院特定科長から受領した特定年月日D付「ハラスメント調査の結果について（通知）」には、次のとおり調査結果が記されている。

（略）

(エ) 上記（イ）及び（ウ）から、調査報告書の〈認定〉部分に記載されているのは、主に個々のハラスメント事実認定の可否と、上記通知に記載された結論であるといえる。そして、調査の過程から、当事者及び関係者からの事情聴取内容をもとに事実認定を行ったことが伺われる。

〈認定〉部分の記載が全て不開示であると、事実認定のプロセスを知ることができない。たとえば、当事者の主張の相違はどこにあるのか、その相違部分は証拠不足で認定できないのか、あるいは供述自体の信用性の問題なのか等である。事実認定の手法が適切であるかというチェックが当事者により一切できないのであれば、ハラスメント調査は、制度的に公平・公正な手続とはいえない。

調査委員会が「審議」を行ったといっても、それは主にハラスメント事実の認定である。事実認定は主観的な「意見」によるべきではなく、もっぱら証拠関係（本調査においては当事者の陳述内容等）に基づき、然るべき事実認定の手法によって客観的に行われるべきものである。

以上より、「＜認定＞欄は、その全体が調査委員会における審議内容であり、これが開示されることで委員が率直な意見を述べることを躊躇する」との諮問庁の説明には理由がない。

ウ 「不開示とした部分とその理由」④について

(ア) 諮問庁は、「申立人と被申立人では立場を異にするので、それぞれの通知内容の具体的な表現や付加情報などを同一とすることを約束するものではない」と説明する。

(イ) 被申立人に通知があったこととその内容が、「申立人が知ることが予定されている情報」であれば開示対象となり得るのであり、具体的な表現の違いなどは被申立人の個人情報として保護する意味がない。また、仮に被申立人宛通知書に、申立人宛通知書にはない付加情報が記載されているのであれば、その付加情報のうち申立人が知ることが予定されていない情報のみを選択して不開示とするべきである。

エ 「不開示とした部分とその理由」⑤について

被申立人提出書面が申立人に開示されることで、ただちに被申立人が調査委員会に書面提出を躊躇することになるとは考えられない。その理由は、上記アにおいて、被申立人の陳述等が開示されてもハラスメント対応・調査業務に支障は生じないとして述べたことと同様である。

オ 意見のまとめ

(略)

「京都大学におけるハラスメントの防止と対応について」というパンフレットによると、「京都大学は、このようなハラスメント行為が生じないように、また、万が一そのような自体が生じた場合には、迅速に事態が改善されるよう、最大限の努力をするものです。京都大学に関わるすべての人が、一個の人間として尊重され、それぞれの立場から教育・研究・医療の活動に打ち込めるようにしたいと考えています。」とされている。審査請求人は、再度、研究活動に打ち込める環境を取り戻すため、京都大学の救済手続の申請をしたものである。

確かに、その調査と事実認定には手続上の限界があり、真実の追求は容易ではないため、真実に沿った調査結果が得られるとは限らない。しかし、ハラスメント被害当事者としては、せめて調査のプロセスに

ついて可能な限りの開示を受け、少なくとも、被申立人がどの事実を認め、その事実を認めようとししないのかを知ること、当該ハラスメント事案への今後の対応のため有意義なことである。

ところが、諮問庁のほぼ全面的な不開示の対応は、ハラスメント調査はあくまで大学が学生等に対し措置等を決定する都合で行うものという姿勢が伺われ、ハラスメント被害を訴えた当事者は実質的に疎外されている。このような対応自体が諮問庁のハラスメント対応全般に対する信頼を失って、ハラスメント被害者が相談等を躊躇する結果を招き、ハラスメント対応業務に支障が生じるといえるのではないか。

貴審査会には、適正な法解釈のもと、不開示部分の撤回を相当とする旨の答申を求めるものである。

(3) 意見書 2

ア 補充説明 1. (調査報告書<認定>部分について) に対して

調査報告書の<認定>は、主として関係者の供述をもとに事実認定を行っていると考えられるので、被申立人及び関係者からの聴取内容に係る事項が含まれていることが想定される。

審査請求人の上記意見書 1 アに述べたとおり、これら聴取内容等の情報を開示することで、「京都大学のハラスメント対応時の情報の守秘に対する信頼が崩れ、関係者が率直な意見を述べることを躊躇するなど、ハラスメント対策という事務又は事業の適切な遂行に支障が生ずるおそれがある」との諮問庁の主張は失当であり、またかかる理由で概括的に不開示とするべきではない。

イ 補充説明 2. (対応方策等記載箇所について) に対して

対応方策等記載箇所に「調査の過程で判明した調査委員しか知り得ない情報が含まれている」としても、この情報を開示した場合に、「今後同種の対応の際に関係者が申告を拒んだり、事実を申告することを回避したりする」という論理関係が不明である。「調査委員しか知り得ない情報」というのはあまりに抽象的であり、申告を拒んだり事実の申告を回避する「関係者」がどのような立場の関係者であるのかも明らかにされておらず、かかる情報を開示することによる影響や不都合が説明されているとは到底いえない。また、「関係者」が申告を拒んだり事実申告を回避するおそれがあるかどうかは、開示される情報の内容によるのであり、かかる理由で概括的に情報を不開示とするべきではない。

したがって、対応方策等記載箇所の情報に調査委員しか知り得ない情報が含まれているとしても、その情報を審査請求者に開示することで「今後のハラスメント対策という事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とはいえない。

ウ 補充説明 3. (被申立人提出書面の存否応答拒否について) に対して

被申立人からの聴取内容に係る事項を審査請求人に開示しても、被申立人が申告を拒んだり、事実の申告を回避するなどのおそれがないことは既に主張したとおりである。

したがって、被申立人提出書面の存否を応答することに問題はない。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 審査請求人が開示請求書で開示を請求した法人文書の名称 (本件対象保有個人情報)

別紙の 1 に掲げる文書 1 ないし文書 5 及び被申立人提出書面

(2) 原処分及びその理由

処分庁は、法人文書として上記 1 の各法人文書を特定し、うち、法 14 条 2 号, 4 号, 5 号及び 17 条に該当する部分を不開示とし、その他の部分を開示する旨の原処分を行った。

(3) 審査請求の趣旨

上記第 2 の 1 と同旨のため省略。

(4) 審査請求に係る原処分における不開示理由

原処分における不開示理由は、「保有個人情報開示決定通知書」の (別紙) に記載のとおり。うち、本審査請求において審査請求人が開示を求める部分は、申立に係る当事者以外の氏名を除く部分である。

(5) 諮問の趣旨

本件審査請求に対して、諮問庁としては、処分庁における原処分維持が適当と考えるため、本件諮問を行うものである。

(6) 諮問理由

ア はじめに

審査請求人は、開示請求書で開示を請求した保有個人情報の一部開示決定について、審査請求書に記載の不開示部分 (原処分のうち申立に係る当事者以外の氏名を除く部分) の決定は、法 14 条 1 項に反し違法なものであるから、審査請求書に記載の「第 1 記載の不開示決定処分を取り消す」との裁決を求める」として、審査請求があったものである。

しかしながら、審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由の詳細は、本件開示文書のうち当該不開示部分に記載されている情報の内容についての想定を誤ったものであるか、又は、記載されている情報についての評価を誤るものであり、いずれも開示の理由として失当であると考えられる。

イ 本件不開示決定「2. 不開示とした部分とその理由」②について

審査請求人は、ハラスメントの多くが密行性を伴うため物的証拠に乏しいことから、その事務ないし事業が適切に遂行されているかどうかを確認するためにも、相談者のハラスメント相談に対する調査の内容と結果が相談者本人に開示されるべき必要性は高いので、開示の除外事由は限定的に解されるべきであること、また、不開示とされた聴取内容は全て、被申立人からの聴取内容であり、第三者からの聴取は見当たらず、被申立人であれば、認否や主張を申立人に開示されると知られていたとしても、供述を躊躇することは考えがたいことなどを主張している。

調査報告内容には、「申立人」、「被申立人」、及び当事者以外の第三者の陳述等（聴取内容）が含まれ得るものであるが、うち申立人の聴取内容については、本件開示請求者本人の情報であることから、開示している。ここで、調査委員会における調査は、「当事者及びこれに関係する者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない」（ハラスメント防止規程15条（秘密の保持等））ことを前提に、調査対象者ごとの別個の環境にて実施しているものであり、当該対象者各々が相互の聴取内容を知る環境にはなく、また、調査委員会としてもそれを他言することはない。したがって、申立人以外の関係者の聴取内容については、開示請求者が知り得る情報ではない。

このことを踏まえたうえで、なお調査委員会における申立人（開示請求者）以外の聴取内容を開示すると、上記秘密の保持等を前提として行っている京都大学のハラスメント対応において関係者との信頼関係が崩れ、今後同種の対応の際に関係者が申告を拒んだり、事実を申告することを回避したりするなど、「関係者が率直な意見を述べることを躊躇する」などの事態を誘発する危険性は否定できない。この様に具体的に「ハラスメント対策という事務または事業の適切な遂行に支障が生じるおそれ」があることから、法14条5号に該当するものとして、当該部分を不開示とした。

ウ 本件不開示決定「2. 不開示とした部分とその理由」③について

審査請求人は、調査報告書の不開示部分が「＜認定＞」となっている体裁から、不開示部分には委員による審議内容そのものではなく、審議の結果、申立内容に沿った事実認定ができない等の結論が記載されているに過ぎないと考えられ、当該不開示部分が認定結果であれば、主に当事者からの聴取内容に基づき決しているので、開示されることで「委員が率直な意見を述べることを躊躇する」とはいえない、と主張している。また、仮に委員の意見が記載されている部分があっても、その意見表明者が特定できる事項を不開示にすれば足りるとも主張し

ている。

当該ハラスメント調査の結果は、申立内容に沿った事象ごとに事実関係の確認を行い、それらを踏まえて検討・判断されるものである。審査請求人の指摘する、調査報告書における「〈認定〉」欄は、その事象ごとに設けられており、事象ごとの事実認定の可否に加え、その事実認定を導き出すまでの審議内容を含むものとなっている。さらに、当該事実認定の可否は、調査結果を導き出すまでの過程、判断材料のひとつであり、それ自体も審議内容である。

このことから、「〈認定〉」欄は、その全体が「調査委員会における審議内容」であり、不開示理由に記載のとおり、法14条4号に該当するものと判断した。

なお、調査委員会における上記認定に関する審議は、同委員のみで行っているものであり、申立人である開示請求者が知り得る情報ではない。

また、委員氏名を申立人（開示請求者）に通知している以上、具体的な意見表明者が特定できる事実を不開示とすることによっても、なお今後のハラスメント事案に係る調査において、委員が率直な意見を述べることを躊躇するなど、委員会の行う調査、審議等が停滞するおそれは否定できず、今後の京都大学のハラスメント対応全般に支障が生じるおそれがあるといえる。

エ 本件不開示決定「2. 不開示とした部分とその理由」④について

審査請求人は、申立人に対する調査結果の通知内容と被申立人に対する通知内容が異なることはあり得ないのであるから、被申立人に対する通知内容は申立人が知ることができ、あるいは知ることが予定されている情報といえると主張している。

しかし、ハラスメント調査結果が委員会審議結果により導き出されるものであっても、そもそもハラスメント調査における申立人と被申立人ではその立場を異にするものであり、通知者においてそれぞれの具体的な表現や、審議結果以外の付加情報などを同一とすることを約束するものではない。即ち、申立人・被申立人相互に、具体的文面を知ることができ、あるいは知ることが予定されている情報とはいえない。したがって、被申立人に宛てた結果通知の内容は、開示請求者以外の個人情報に関する情報に該当し、法14条2号に該当するものと判断した。

オ 本件不開示決定「2. 不開示とした部分とその理由」⑤について

審査請求のあった保有個人情報のうち、開示請求者である申立人からの聴取内容及び同人の提出書面については、京都大学が保有する開示請求者本人の個人情報であることから、開示しているものである。

しかし、被申立人に関しては、上記イで述べたとおり開示請求者が知り得る情報ではなく、「被申立人提出書面」については、その存否情報自体、被申立人からの聴取内容に係る事項であり、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定に該当するものと判断した。

2 補充理由説明書

- (1) 調査報告書（文書1、文書2及び文書4）の〈認定〉部分について
調査報告書（文書1、文書2及び文書4）の「〈認定〉」部分については、被申立人及び関係者からの聴取内容に係る事項が含まれており、当該情報を開示すると、京都大学のハラスメント対応時の情報の守秘に対する信頼が崩れ、関係者が率直な意見を述べることを躊躇するなど、ハラスメント対策という事務または事業の適切な遂行に支障が生ずるおそれがあることから法14条5号にも該当するものである。
- (2) 対応方策等記載箇所（文書3及び文書4）について
対応方策等が記載された文書3と文書4の不開示部分は、具体の対応や具体の事象を含んだ対応方策に関する記述であり、すなわち、調査の過程で判明した調査委員しか知り得ない情報が含まれているため、今回このような情報を開示してしまうと、今後同種の対応の際に関係者が申告を拒んだり、事実を申告することを回避したりするなど、今後のハラスメント対策という事務または事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法14条5号にも該当するものである。
- (3) 被申立人提出書面の存否応答拒否について
本件対象保有個人情報2である「被申立人提出書面」については、その存否情報自体、被申立人からの聴取内容に係る事項であり、本件対象保有個人情報が存在しているかを答えるだけで、不開示情報を開示することになり、京都大学のハラスメント対応時の情報の守秘に対する信頼が損なわれ、今後同種の対応の際に関係者が協力を拒んだりするなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条5号に該当する。そのため法17条の規定により、当該開示請求を拒否するとしたものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年11月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月10日 審議
- ④ 同月18日 審査請求人から意見書1及び資料を收受
- ⑤ 平成31年1月24日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

- ⑥ 同年2月15日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年3月1日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑧ 同月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本人が申立てたハラスメント調査（以下「本件調査」という。）に係る別紙の1に掲げる文書1ないし文書5に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報1）及び被申立人提出書面に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報2）であり、処分庁は、本件対象保有個人情報1につき、その一部を法14条2号、4号及び5号に該当するとして不開示とし、本件対象保有個人情報2につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報1の不開示部分のうち、申立てに係る当事者以外の者の氏名を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）及び本件対象保有個人情報2の不開示決定の取消しを求めているが、諮問庁は、補充理由説明書において不開示理由を追加し、原処分維持が適当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性及び本件対象保有個人情報2の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書1及び文書2について

ア 文書1及び文書2は、それぞれ本件調査に係る調査結果の報告に係る原議書、報告通知文書及び調査報告書で構成されており、そのうち本件不開示部分は、各報告通知文書の本文の3行目ないし5行目、各調査報告書の「3. 調査の概要」の本文の4行目19文字目ないし7行目10文字目及び12行目ないし14行目の一部並びに「4. 調査結果」の〈被申立人の陳述等〉及び〈認定〉の各記載内容であると認められる。

イ 諮問庁は、当該不開示部分について、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 本件調査は、ハラスメント防止規程15条（秘密の保持等）を前提に、調査対象者ごとの別個の環境にて実施しているものであり、当該対象者各々が相互の聴取内容を知る環境にはなく、また、調査委員会としてもそれを他言することはない。したがって、審査請求人以外の調査対象者の聴取内容については、審査請求人が知り得る情報ではない。

(イ) 審査請求人以外の調査対象者の聴取内容を開示すると、上記秘密の保持等を前提として行っている京都大学のハラスメント対応にお

いて関係者との信頼関係が崩れ、今後同種の対応の際に関係者が申告を拒んだり、事実を申告することを回避したりするなど、「関係者が率直な意見を述べることを躊躇する」などの事態を誘発する危険性は否定できず、「ハラスメント対策という事務又は事業の適切な遂行に支障が生じるおそれ」があることから、法14条5号に該当する。

(ウ) また、本件調査の結果は、申立内容に沿った事象ごとに事実関係の確認を行い、それらを踏まえて検討・判断されるものである。審査請求人の指摘する、調査報告書における〈認定〉欄は、その事象ごとに設けられており、事象ごとの事実認定の可否に加え、その事実認定を導き出すまでの審議内容を含むものとなっている。さらに、当該事実認定の可否は、調査結果を導き出すまでの過程、判断材料のひとつであり、それ自体も審議内容であり、法14条4号に該当するとともに、被申立人及び関係者からの聴取内容に係る事項が含まれていることから、これを開示すると、京都大学のハラスメント対応時の情報の守秘に対する信頼が崩れ、関係者が率直な意見を述べることを躊躇するなど、ハラスメント対策という事務又は事業の適切な遂行に支障が生ずるおそれがあることから同条5号にも該当する。

ウ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

当審査会において当該不開示部分を見分すると、調査委員会が行った被申立人及び関係者からの聴取内容等の本件調査に係る機微な情報が記録されていると認められ、また、調査報告書の〈認定〉部分についても、被申立人及び関係者からの聴取内容が記録されていると認められる。

そうすると、当該不開示部分を開示した場合、秘密の保持等を前提として行っている京都大学のハラスメント対応において関係者との信頼関係が崩れ、今後同種の対応の際に関係者が申告を拒んだり、事実を申告することを回避したりするなど、関係者が率直な意見を述べることをちゅうちょするなどの事態を誘発する危険性は否定できず、ハラスメント対策という事務又は事業の適切な遂行に支障が生じるおそれがあることから、法14条5号に該当するとする諮問庁の上記イの説明は否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法14条5号柱書きに該当すると認められ、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書3及び文書4について

ア 文書3は、本件調査に係る報告結果を踏まえた対応方策等を決定し

た原議書及び通知文書で構成されており、文書4は、ハラスメント防止規程12条に基づく報告に係る原議書、報告文書(案)及び調査報告書で構成されている。そのうち本件不開示部分は、文書3の通知文書の8行目ないし14行目、文書4の報告文書(案)の「5. 対応方策等」の記載内容、調査報告書の「3. 調査の概要」の本文の4行目19文字目ないし7行目10文字目及び12行目ないし14行目の一部並びに「4. 調査結果」の〈被申立人の陳述等〉及び〈認定〉の各記載内容と認められる。

なお、本件不開示部分のうち文書4の調査報告書に記載された部分については、文書1及び文書2の調査報告書と同様の内容であると認められることから、上記(1)ウと同様の理由により、法14条5号柱書きに該当すると認められ、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 諮問庁は、本件不開示部分のうち文書4の調査報告書を除く部分(別紙の2に掲げる部分)について、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 当該不開示部分には、調査委員会における審議内容が含まれており、これを開示すると、今後のハラスメント事案に係る調査において、委員が率直な意見を述べることを躊躇するなど、今後の京都大学のハラスメント対応全般に支障が生じるおそれがあることから法14条4号に該当する。

(イ) また、当該不開示部分には、調査の過程で判明した調査委員しか知り得ない情報が含まれているため、今回このような情報を開示してしまうと、今後同種の対応の際に関係者が申告を拒んだり、事実を申告することを回避したりするなど、今後のハラスメント対策という事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法14条5号にも該当する。

ウ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

当審査会において当該不開示部分を見分したところ、本件調査に係る調査結果報告を受け、学内においてどのような対応を採るかといった対応方策等が記録されていると認められる。当審査会事務局職員をして諮問庁に対し確認させたところ、既にその一部の内容は、教員及び学生に対し周知されているとのことであり、また、周知されていない情報については、本件調査結果が審査請求人に通知されていることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

そうすると、当該不開示部分を開示しても、今後のハラスメント事案に係る調査において、委員が率直な意見を述べることをちゅうちょするなど、今後の京都大学のハラスメント対応全般に支障が生じるおそれ及び今後同種の対応の際に関係者が申告を拒んだり、事実を申告

することを回避したりするなど、今後のハラスメント対策という事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、別紙の2に掲げる部分は、法14条4号及び5号柱書きに該当するとは認められず、開示すべきである。

(3) 文書5について

ア 文書5は、本件調査の結果を申立人（審査請求人）及び被申立人に通知する際原議書、申立人宛て通知文書（案）及び被申立人宛て通知文書（案）で構成されており、そのうち本件不開示部分は、被申立人宛て通知文書（案）の本文であると認められる。

イ 被申立人宛て通知文書（案）は、被申立人に対する本件調査の結果がその氏名とともに記載されていることから、文書全体が一体として法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

ウ 次に、法14条2号ただし書該当性について検討する。

当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、不開示理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、ハラスメント調査における申立人と被申立人ではその立場を異にするものであり、通知者においてそれぞれの具体的な表現や、審議結果以外の付加情報などを同一とすることを約束するものではなく、被申立人に注意すべきことを伝える場合や複数の被申立人がいる場合など、立場の違いで通知内容を変えるケースがあり、申立人・被申立人相互に、具体的文面を知ることができ、あるいは知ることが予定されている情報とはいえ、法14条2号ただし書イに該当しない旨説明しており、この説明を覆すに足る特段の事情は認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

なお、被申立人の氏名が開示されていることから、法15条2項の部分開示の余地はない。

エ そうすると、当該不開示部分は、法14条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件対象保有個人情報2の存否応答拒否の妥当性について

ア 本件対象保有個人情報2について、諮問庁は、上記2(1)イ(ア)と同様に、審査請求人が知り得る情報ではなく、被申立人から陳述に関する証拠書類が提出されているという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）は、被申立人からの聴取内容に係る事項であり、本件存否情報が存在しているか否かを答えるだけで、京都大学のハラスメント対応時の情報の守秘に対する信頼が損なわれ、今後同種の対応の際に関係者が協力を拒んだりするなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ

れがあり、法14条5号の不開示情報に該当するため、法17条の規定により開示請求を拒否した旨説明する。

イ しかしながら、被申立人が自身の陳述内容に関する証拠書類等の文書を提出したこと、あるいはしなかったことが開示されたとしても、当該情報のみで、京都大学のハラスメント対応時の情報の守秘に対する信頼が損なわれ、今後同種の対応の際に関係者が協力を拒んだりするなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認め難い。

したがって、本件存否情報は、法14条5号柱書きに該当せず、被申立人提出書面の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報1につき、その一部を法14条2号、4号及び5号に該当するとして不開示とし、本件対象保有個人情報2につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、本件対象保有個人情報1につき、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号、4号及び5号に該当することから不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の2に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び5号柱書きに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の2に掲げる部分は、同条4号及び5号柱書きのいずれにも該当しないと認められるので、開示すべきであり、本件対象保有個人情報2につき、諮問庁が、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同号に該当するとしてその存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきとしていることについては、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同号柱書きに該当せず、その存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件対象保有個人情報 1

文書 1 京都大学特定科原議書「調査報告書について」（供閲）（特定年月日 C 起案）

文書 2 京都大学特定科原議書「調査報告書について」（供閲）（特定年月日 D 起案）

文書 3 京都大学特定科原議書「対応方策等について」（伺）（特定年月日 D）

文書 4 京都大学特定科原議書「京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程第 1 2 条に基づく報告について」（伺）（特定年月日 D 起案）

文書 5 京都大学特定科原議書「ハラスメント調査の結果について（通知）」（伺）（特定年月日 D）

2 開示すべき部分

文書 3 の通知文書の 8 行目ないし 1 4 行目及び文書 4 の報告文書（案）の「5. 対応方策等」の記載内容